

## JM-6 咳痰吸引

厚生労働省医政局医事課 小澤時男

### 1 法律上の背景

医師や看護師などの医療関係者以外の者が医行為を反復継続して行うことは、法律上禁止されている。

◆ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）抄第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

注)「医業」とは、医行為を、反復継続する意思をもって行うことであり、「医行為」とは、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為をいう。

◆ 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）抄

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

### 2 (略)

### 2 咳痰吸引問題に関するこれまでの経緯と現状について

(1) 在宅におけるALS患者に対する家族以外の者による喀痰吸引

○ 人工呼吸器を使用しているALS患者に対する喀痰吸引は医行為とされており、ホームヘルパーなど医療関係者以外の者が行うことは禁止されている。このため、喀痰吸引はもっぱら家族によって行われている例が多いが、24時間

必要に応じて行わなければならないため、患者の家族に過重な負担がかかっていた。

○ 平成15年の「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」は、在宅のALS（筋萎縮性側索硬化症）患者に対する家族以外の者による喀痰吸引行為については、その危険性を考慮すれば医師又は看護職員が行うことが原則であるものの、家族への過重な負担を軽減する必要性から、一定の条件の下では、当面の措置として行うこともやむを得ないとする報告書を取りまとめた。

○ 厚生労働省では、同報告書を受け、ALS患者の在宅療養の現状にかんがみれば、家族以外の者による喀痰吸引の実施について、一定の条件の下では、当面のやむを得ない措置として許容されるとの考えを都道府県知事宛に通知した（平成15年7月17日付け医政発第0717001号厚生労働省医政局長通知）。

(2) 盲・聾・養護学校における教員による喀痰吸引等

○ 盲・聾・養護学校における医療のニーズの高い児童生徒等に対するたんの吸引、経管栄養及び導尿について、看護師との連携・協力の下に、教員がこれらの行為の一部を行うモデル事業等が平成10年度以来文部科学省により実施されている。

○ 平成16年の「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究（平成16年度厚生労働科学研究費補助金医療技術評価総合研究事業）」では、このモデル事業等の方式を盲・聾・養護学校全体に許容することは、医療安全の確保が確実になるような一定の要件の下では、やむを得ないものとの報告書を取りまとめた。

○ 厚生労働省では、同報告書を受け、教員によるたんの吸引等を盲・聾・養護学校全体に許容することは、一定の条件の下では、やむを得ないとの考えを都道府県宛に通知した(平成16年10月20日付け医政発第1020008号厚生労働省医政局長通知)。

(3) 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対する家族以外の者による喀痰吸引

○ 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対する家族以外の者によるたんの吸引の取扱いについて、平成16年の「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究(平成16年度厚生労働科学研究費補助金医療技術評価総合研究事業)」では、たんの吸引は医行為であるとの前提に立ち、また、専門的排たん法を実施できる訪問看護を積極的に活用すべきであるが、ALS患者の場合と同

様、たんの吸引を行っている家族の負担を緊急に軽減する必要があること、また、ALS患者に対して認められている措置が、同様の状態にある者に合理的な根拠もなく認められないとすれば、法の下の平等に反することから、たんの吸引が必要な在宅のALS患者と同様の状況の者に対して、同様の考え方の整理を行い、同様の条件の下で、家族以外の者がたんの吸引を実施することは、当面のやむを得ない措置として容認されるとの報告書を取りまとめた。

○ 厚生労働省では、同報告書を受け、ALS患者に対するたんの吸引を容認するとの同様の条件の下で、家族以外の者がたんの吸引を実施することは、当面のやむを得ない措置として許容されるとの考えを都道府県宛に通知した(平成17年3月24日付け医政発第0324006号厚生労働省医政局長通知)。